# 官報告知

## 公　告

### 宮城・仙台ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 26 年１月 22 日

東京航空局長　戸田　和彦

１　事案の内容　平成26年国土交通省告示第51号に係る宮城・仙台ヘリポートの設置について

２　日時　平成26年２月24日14時

３　場所　利府町役場２階会議室　宮城県宮城郡利府町利府字新並松４番地

４　主宰者　国土交通省東京航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

５　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成26年２月６日17時までに必着するよう、郵便番号102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号東京航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

６　傍聴　傍聴人の人数は50人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日13時30分から利府町役場２階会議室で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

# 公　告

## 諸事項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第３３４号**

盛岡市大館町27番30号

債務者　大塚　　樹

１　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第７２号**

山形県酒田市住吉町４番23号　コーポ住吉G号、前住所山形県酒田市光ケ丘４丁目２番36号

債務者　今野美枝子

１　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　山形地方裁判所酒田支部

**平成２５年（フ）第５７９号**

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原445番地の４ヴィオレットコリーヌ202

債務者　戸田　敏彦

１　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第５９６号**

神奈川県秦野市戸川102番地の８　佐々木貸家１号、前住所神奈川県大和市中央林間４丁目８番17号　シャロン中央林間106号

債務者　宮城　建一

１　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第５０８９号**

大阪府四條畷市中野新町13番18―308号

債務者　中川　達史

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５８８３号**

大阪市東淀川区菅原６丁目25番10号

債務者　山本　明光

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５８８４号**

大阪市東淀川区菅原６丁目25番10号

債務者　山本くみ子

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５９４４号**

大阪市平野区長吉長原東３丁目８番15―107号

債務者　嶋田喜代美

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５９６６号**

大阪市生野区巽北１丁目17番28号

債務者　吉田　武司

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６００１号**

大阪府茨木市豊川４丁目２―１―308、住民票上の住所京都市山科区竹鼻竹ノ街道町63番地１　シャンポール山科10―C

債務者　芥子川　篤（旧姓小森）

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０４０号**

大阪府四條畷市中野新町17番７号

債務者　岡峯　春樹

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０５５号**

大阪府豊中市蛍池中町３丁目10番20―305号

債務者　岸田いつ子（旧姓中川）

１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部